

災害に伴う自動車税の減免等について

京 都 府

京都府では、災害に伴う自動車税の減免などの制度を次のとおり設けております。

内 容		申請書類
1	・ 被災した自動車を廃車する（＝運輸支局での自動車の抹消登録手続） → 廃車の日の属する月の翌月から自動車税の課税を取り消します（<u>既に納付された自動車税は月割で還付します。</u>）。	運輸支局への申請となります。 詳しくは <u>自動車登録手続ヘルプデスク（電話050-5540-2061）</u>へお問い合わせください。 ※ 京都府への申請等手続は不要です。
2	・ 被災した自動車を廃車したが、被災日の翌月以降になったもの ・ 流失、水没などで自動車がなく廃車の手続ができないもの →被災日の属する月の翌月から課税を取り消します。 （<u>既に納付された自動車税は月割で還付します。</u>）	① 事故自動車申立書 ② 被災自動車が災害を受けたことを証する次のいずれかの書類（自動車のナンバーが確認できるもの） ・ 市町村が発行するり災証明書等 ・ 損害保険会社が発行する書面 ・ 被災自動車の写真（被災を確認するに足る程度のもの）
3	・ 被災によってエンジンなどに被害を受け、修理しなければ使用できない自動車 →被災日から修理が完了した日までの<u>月割税額を減免</u>します（<u>既に納付された自動車税は月割で還付します。</u>）。 ※16日未満は切り捨てとなります。	① 自動車税災害減免申請書 ② 被災自動車が災害を受けたことを証する次のいずれかの書類（自動車のナンバーが確認できるもの） ・ 市町村が発行するり災証明書等 ・ 損害保険会社が発行する書面 ・ 被災自動車の写真（被災を確認するに足る程度のもの） ③ 修理期間、修理内容及び修理が完了したことを証する書類（修理完了日が明記されているもの） ※申請期限…修理が完了した日から2か月以内

上記 2 及び 3 の申請・お問い合わせは以下の事務所をお願いいたします。

担当事務所	電話番号	お住まい（所在地）の市区町村等
京都府府税事務所 自動車税管理事務所	075-672-6155	京都府全域
京都府府税事務所	075-692-1320	京都市、向日市、長岡京市、大山崎町
山城広域振興局税務課	0774-23-5400	宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、久御山町、井手町、宇治田原町
山城南府税出張所	0774-72-0231	木津川市、笠置町、和束町、精華町、南山城村
南丹広域振興局税務課	0771-22-0330	亀岡市、南丹市、京丹波町
中丹広域振興局税務課	0773-62-2502	舞鶴市
中丹西府税出張所	0773-22-3904	福知山市、綾部市
丹後広域振興局税務課	0772-62-4303	宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町

※ 月曜日から金曜日の午前 8 時 3 0 分から午後 5 時までの間をお願いいたします。
（ただし、祝日等の府の休日を除く。）